

研究活動上の不正行為に関する調査結果について（概要）

経緯・概要

2018年9月13日、25日、2019年1月23日、各々別の告発者から、2013年度に本学大学院社会学研究科学生（以下、「調査対象者」という。）が、研究活動上の不正行為を行ったとする告発がなされた。これを受けて、本学では、「同志社大学における研究活動上の不正行為に関する規程」（以下、「研究不正対応規程」という。）に基づき調査を行った。このたび、調査結果を踏まえ、下記のとおり報告する。

なお、今回の研究活動上の不正行為対象事案は、調査対象者が本学の大学院生であったころに書籍に寄稿した研究論文であり、今回の不正事案をもって本学の規程に基づく処分対象とならないこともあり、研究不正対応規程第32条第3項に基づき、氏名は公表しないこととした。

調査体制

本学では、各告発を受けて予備調査を行い、不適切な行為が行なわれた可能性はなかったとの結論付けることができず、本調査を行なうこととなり、学内外を含めた委員で構成する専門調査委員会の設置を行った。

委員長 櫻井 貴憲（同志社大学商学部准教授）
濱永 健太（飛翔法律事務所弁護士）
宮脇 正晴（立命館大学法学部教授）

調査結果に対し、調査対象者から異議申立てがなされた。異議申立てに対する審査の結果、再調査を行うこととなり、専門調査委員会委員を追加し、調査を行った。

委員長 川嶋 四郎（同志社大学法学部教授）
濱永 健太（飛翔法律事務所弁護士）
伊藤 公雄（京都産業大学現代社会学部教授）
神子 貴士（弘希総合法律事務所弁護士）
宮脇 正晴（立命館大学法学部教授）
櫻井 貴憲（同志社大学商学部准教授）
佐藤 郁哉（同志社大学商学部教授）

調査期間 2018年11月14日～2019年7月12日
2020年2月17日～2020年3月27日（再調査）

調査方法・手順

- ・告発書の内容及び添付書類の確認

- ・ 専門調査委員会の開催
- ・ 関係者のヒアリング

調査結果

告発された内容について調査・検証した結果、当該研究論文と元論文は、ほぼ同一の文章があることが認められ、必要なはずの出典の表示等もなく、研究者として著しく注意義務を行なったと判断し、盗用の不正行為があったと認定した。

その後の異議申立てに伴い再調査を行ったが、上記調査結果を覆すに足る新たな事実はなかったため、上記結果を追認した。

特定不正行為が行われた経費について

対象論文の執筆において、直接的に関係する経費の支出は認められなかった。

本学がこれまでに行った措置の内容

当該不正行為は、調査対象者の学生時代のものであり、本学の規程に基づく処分の対象とならないが、嚴重注意相当と判断した。

調査対象者に対して、上記措置とともに、当該研究論文が掲載された共著書の出版社に今回の調査結果を報告し、引用元を示す正誤表の挟み込み等、対応策を依頼するよう指導を行った。

発生要因

・ 本学では、2005年から「研究倫理規準」を定め、倫理規範を示してきた。その後、文部科学省の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に従い、全学的に研究倫理教育に取り組み、研究不正の防止に努めてきた。このたび発生した研究活動上の不正行為は、文科省のガイドライン制定以前のものであり、当時、大学院生に対する研究倫理教育は、各指導教員に依存していた。

・ 調査対象者は指導教員に初稿のチェックを依頼しており、それに対して指導教員は初稿に赤で修正を加えて送り返している。しかしながら、その際に指導教員は出典の表示等が一切付いていない点について教育的指摘をしないまま、出版元に原稿を送るよう指示している。本来であれば、不正を防止する役割を果たすべき指導教員がその役割を果たしていなかった。

・ 出版に際しての編集会議においても調査対象者は原稿を用いて発表を行っているが、参加者から出典の表示等が一切付いていない点についての指摘は一切行われなかった。

・ 他者の文章を使用する場合における出典の表示等の重要性を、調査対象者が十分に意識できていなかったことが原因として考えられる。

再発防止策

・当該の研究不正が発生した当時とは異なり、現在は、本学に所属する研究者に対し、研究倫理教育の受講を義務付けている。また、2018年度から、研究倫理向上ウィークを設け、講演会や各種セミナーを実施し、全学的な研究倫理の向上に努めている。今後は、これらの取り組みを一層充実させる。

・研究倫理教育責任者である学部・研究科等の長が、各学問分野の特性も考慮しつつ、学生を含む各所属の研究者に対する研究倫理教育の取り組みを推進し、更なる研究倫理意識の向上に努める。

・現在、剽窃検知アプリケーションの導入を行なっているが、学生が論文を投稿する際に、指導教員等がチェックできるよう体制づくりを検討する。

以 上